

せいそう 労働者速報

2011年11月11日

NO.1018

東京清掃労働組合
教育宣伝部

**我々の切実な要求に対し、踏み込んだ回答を一切せず。
区長会当局は、極めて不誠実な対応に終始した。**

11月11日、18時35分より、平成23年度給与改定（第3回）団体交渉を行いました。今次確定闘争の中間的な団交として、現時点での区長会当局の考え方を質しましたが、依然として勧告を尊重する姿勢を崩さず、その他の要求課題についても一切踏み込んだ回答を示しません。

4日の団交における要求書提出以降、4度の専門委員会交渉を行い、現業（業務）職給料表を早急に示し、各要求項目について誠意をもって協議をすることを求めてきました。しかし、本日の団交においても区長会当局の不誠実な対応に変化はなく、業務職給料表については、「依然として高い水準にあると認識している」、また、本日午前中に協議した高齢期の雇用問題についても、「国における関連法案の検討状況等を注視しつつ」とし、職場の実態を踏まえた対応を強く求めたわが組合の声を全く受け止めない、極めて不当な態度です。区長会当局は、誠意を持って応えなければ、早期の解決などありえないことを認識するべきです。

平成23年度給与改定（第3回）団体交渉

1. 日時 2011年11月11日（金）18時35分から18時45分

2. 場所 東京区政会館 203 会議室

3. 出席者

区長会：

水島副区長会会長（豊島区）、山田副区長会副会長（北区）、野村副区長会副会長（港区）、小泉副区長会役員（中央区）、生沼副区長会役員（台東区）、板垣副区長会役員（世田谷区）、安井副区長会役員（板橋区）、山崎副区長会役員（江戸川）鎌形副管理者（特人厚）

オブザーバー：高木人事企画部長（特人厚）、伊藤勤労課長、（特人厚）澤田（健）調査課長（特人厚）、加藤副参事（特人厚）

清掃労組：

吉田委員長、瀨瀨副委員長、山崎副委員長、大和田副委員長、染書記長、桐田書記次長、山崎財政部長、坂本組織部長、松本共闘部長、野崎賃金部長、森田現業部長、斉藤教宣部長、渡辺共闘部副部長、洞下賃金部副部長、張替教宣部副部長、

4. 議事録

〈清掃労組〉

11月4日の要求書提出以降、専門委員会交渉等を重ねてきたところで、現時点における皆さん方の検討状況について伺います。

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

先に皆さんから要求のありました事項につきましては、現在、鋭意検討を行っております。

検討結果については、まとめ次第お示ししたいと考えておりますが、主な課題について、現時点での私どもの考えを申し上げます。

はじめに、本年の給与改定について申し上げます。

本年の特別区人事委員会勧告の内容については、11月4日の団体交渉で申し上げたとおり、持ち直していた景気が、東日本大震災等により、弱

い動きとなり、民間給与水準に影響を及ぼした結果であると、重く受け止めております。

私どもといたしましては、人事委員会勧告について、他団体の状況等を勘案しつつ、勧告を尊重する姿勢で検討を行っております。

次に、業務職給料表について申し上げます。

業務職給料表につきましては、依然として高い水準にあると認識しているところではありますが、本年の改定については、昨年度の交渉結果を踏まえ、勧告された給料表の改定内容に準じた検討を進めております。

次に、高齢期の雇用問題について申し上げます。

高齢期雇用の検討にあたっては、特別区における再任用等の実態を踏まえつつ、採用から退職までの人事・給与制度全体のあり方について、総合的な検証を行う必要があると考えております。平成25年度の公的年金の支給開始年齢の引上げが目前に迫っていることから、国における関連法案の検討状況等を注視しつつ、早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、私どもといたしましては、早期に課題を解決する必要があると認識しており、今後、この点を踏まえ、皆さんと精力的に協議してまいりたいと考えておりますので、ご協力をいただけますようお願いいたします。

私の方からは以上です。

〈清掃労組〉

それでは、私から申し上げます。

本日は、2011賃金確定交渉の中間の団体交渉となりますが、私どもの要求に対して、皆さん方からは踏み込んだ具体的な回答が示されておられません。改めて私どもの考え方について申し上げます。

まず、特別区人事委員会勧告についてであります。

月例給与の引下げは三年連続となり、生計費原則の賃金決定の基本からも、高物価の首都圏で暮らす職員の生活実態を顧みない極めて不満な勧告

と言わざるを得ません。中立的な第三者機関として、特別区職員の利益保護機関としての役割を逸脱するものです。

月例給の公民比較では、比較対象企業規模を「100人以上」から「50人以上」に変更し、その割合も14.8%と、当初の割合より約3倍も増やし、意図的に民間給与の調査結果を引き下げたものです。

また、本年4月から改定の実施日の前日までの期間に係る公民較差相当分について、本年度中に支給される期末手当の額において、所要の調整を行うとしたことは、不利益不遡及の原則に反するものであり、私どもは到底納得できません。

地域手当の本来の趣旨は、勤務地毎に民間給与を反映させる「給与調整」というもので、特別区には必要の無いものであります。給料表をさらに引き下げ、年金や退職手当の引下げをもたらず地域手当は、本給に繰り入れるべきものであることを改めて指摘しておきます。

皆さん方からは、「勧告を尊重する姿勢」という考え方が示されましたが、連合の2011春闘集計では、前年比較において賃上げはされていると集計されていますし、日本経団連の大手企業の集計でも、平均賃上げは、前年比横ばいか微増の結果となっており、今年の春闘結果を精確に反映していない本年の勧告を「尊重する」理由も道理も全くありません。

次に、現業（業務）職給料表についてであります。

給料表は労働条件の根幹であります。早期に提示して私どもとの協議を尽くすよう求めてきましたが、本日も「検討を進めております」とするばかりで、提示の時期も明らかにされず、極めて不満であります。

現業系職員の賃金については、労使交渉に基づく改定が図られるべきものです。給料表を提示せず、提示の時期も明らかにしない皆さん方の対応は、事実上協議を拒むものであり、極めて不誠実な対応と言わざるを得ません。一刻も早く給料表を提示し、私どもとの協議を尽くすことを改めて求めます。

また、皆さん方からは、「業務職給料表につきましては、依然として高い水準にある」という認識が示されました。

清掃事業は、区民生活に密着した公務・公共サービスであり、区民との信頼関係を基に毎日の業務は遂行されています。

車の往來の激しさや二重駐車等、首都・東京における清掃事業の危険性や困難度が改善されたわけではありませんし、国や他団体との比較が単純に当てはまるものではありません。

毎日の作業は、綿密な打ち合わせにより集団的に遂行されています。戸別収集や時間帯収集、改善を要する集積所の調査や排出指導、高齢者や身体の不自由な方を対象とした訪問収集等々、清掃事業の持つ多様性は年々増すばかりです。

これらの事実を正当に評価すべきことを再三にわたって申し上げているのです。現場の第一線で区政に大きな貢献をしている重要性を十分に認識し、私ども清掃事業に従事する職員の努力を正当に評価すべきです。

人事制度や給与制度について抜本的な改善を求めています。私どもの要求に対する踏み込んだ回答は、いまだに示されていません。

統括技能長や技能長が欠員になっている実態や、昇任選考の有資格者や年齢の偏りを解消するために統一的な選考方法を求めると同時に、区間交流や派遣制度の活用など、人事交流を活発化することを求めています。

また、統括技能長や技能長の職務・職責が増大する一方で、職員の努力が処遇として反映されない現状から、昇任選考への申込みを躊躇する職員が多くいる等、現行の人事制度や給与制度は多くの問題を含んでいます。

2008年確定統一交渉の妥結で、技能長の設置基準についても、任命権者が必要と認めれば設置、増員できる構造となりました。

統括技能長の職務・職責の軽減や、幅広い区民要望に速やかに対応できるよう、現場を熟知した技能長区分の新設や、統括技能長についても各任命権者の適切な判断で、増員を可能とする制度に改善することを求めています。

10月28日の特別区人事委員会勧告式後の区長会への要請の際にも申し上げましたが、23区は東日本大震災の復旧・復興支援活動として、三週間にわたって、延べ47台の清掃車と163名の職員を仙台市に派遣しました。

この間の自治体の合理化、特に定数削減や退職不補充、民間委託などに

よる現業部門の合理化は、住民に身近な公共サービスの質の低下につながりました。「小さな政府」を追及し、スリム化しすぎた結果として、支援を受け入れた自治体側も、その支援を十分に活用できない事態が生ずるなど、今回の復旧・復興支援活動では多くの問題点が明らかになりました。

災害に強い公共サービス、質の高い公共サービスのあり方が今ほど真剣に問われている時代はありません。

昨年から続く清掃工場への水銀混入ごみの不適正搬入や、焼却不適物の搬入などの相次ぐトラブル、収集職場での非正規労働者の活用などによる23区の清掃事業の質の低下は、深刻な課題であることを繰り返し指摘してきました。

職員が自信と誇りを持って職務にまい進できる賃金水準、人事制度の構築は、清掃事業の質を維持することに直接結びつく課題であることを認識すべきです。

最後に高齢期雇用問題であります。

高齢期雇用の問題は、職員の生活設計に直接結びつく重要な課題です。公的年金支給開始年齢の引上げは目前に迫っています。早急に具体的な検討が行われるべきであり、検討にあたっては、特別区における現行制度や清掃業務の内容や職場実態を踏まえ、十分な労使協議を行い、私どもの意見を反映することを改めて求めます。

皆さん方からは「早期に課題を解決する必要がある」という認識が示されました。早期の解決を求めるのならば、私どもの切実な要求に誠意をもって応える以外に解決の道は無いことを認識すべきです。

私からは以上です。

〈当局〉

清掃労組の皆さんの考え方について、改めて伺いました。

業務職給料表につきましては、昨年度の交渉結果を踏まえ、具体的な検討を行っているところですが、最終的に人事委員会勧告の取扱いについて判断したうえで、お示ししたいと考えております。

技能系・業務系の人事制度につきましては、これまでも申し上げてきたとおり、所要の見直しは図られているものと認識しておりますが、今後も皆さんと協議してまいりたいと考えております。

私どもといたしましては、諸課題の早期解決に向けて、引き続き皆さんと精力的に協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。